



第7回

### 契約の種類とその効果④

この項の最後に請負契約とその他の契約につき説明します。

#### 請負契約

請負契約とは、請負人が仕事を完成させ、注文者がその仕事の結果に対して、報酬を支払うことを約する契約です。

典型的なものは、建設請負契約です。民法の規定だけでは不十分なので、公共工事標準請負契約約款、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款、住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)などより、民法が修正されていますので注意が必要です。

#### 目的物の所有権の帰属

請負人による仕事の目的物は誰に所有権があると言えるでし

ようか。請負人が仕事途中で倒産した場合などに問題となりません。判例通説は、材料の供給態様を基準としています。

すなわち、注文者が材料を供給する場合は、原始的に注文者に所有権が帰属する。請負人が供給する場合は、請負人が所有権を獲得し、目的物の引渡により注文者に移転する。両社が供給する場合は、材料の主要部分を供給した者に所有権が帰属することになります。

ただし、特約や特別の事情があるときは別です。例えば、「建築完成前に請負代金の全額支払済みの時は、特別の事情の無い限り(引渡を待たずともなく)、建築家は工事完成と同時に注文者に帰属させる」という黙示の合意が当事者間にあると推認される」という裁判例もあります。

#### 請負人の担保責任

目的物に瑕疵(欠陥)があるときは、請負人は注文者から以下の請求(法的責任)を受けることとなります。

#### その他の契約

これまで、13種の典型契約のうち、売買契約、貸借契約(使用、消費、賃の3つ)、請負契約を見てきましたが、あと8つの契約について。

**委任契約** 他人に依頼して事務を処理してもらう契約です。

**寄託契約** 他人に物を預ける契約です。

**贈与** 他人に無償で財産を与えらる契約です。

**交換** 当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転する契約です。

**雇用** 労働者が労働に服することを約し、使用者がこれに報酬を与えることを約する契約。

**組合** 数人の当事者がそれぞれ出資して(労働・信用含めて財産的価値のあるものなら何でもよい)共同の事業を営むことを約する契約です。

**終身定期金** ある人が、自己、相手方または第三者の死亡するまで、相手方又は第三者に定期的に金銭その他の代替物を給付する契約です。

**和解** 当事者が互いに譲歩して争いを止めることを約する契約です。以上で13種です。

他人の労務利用目的の3類型

これらのうち、他人の労務を利用する契約は、請負、委任、雇用とありますが、請負は労働の結果として仕事の完成を目的に、委任は一定の事務処理を相手方の自由な判断に信頼して委ねることを目的に、雇用は労働の利用それ自体を目的とするという特色があります。

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります  
http://www.hiroshima-kigyo.com  
相談予約専用フリーダイヤル なやみよまるく  
0120-7834-09  
予約受付:平日9時~21時、土曜10時~17時  
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分  
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビュウグランドタワー隣

中四国最大級(弁護士15名、秘書21名) H22.4 現在

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

- ☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題
- ☑知的財産 ☑倒産・再生 ☑顧問契約

NPO法人広島経済活性化推進倶楽部主催  
第13回 起業家・投資家・専門家「お見合い交流会」  
日時:平成22年10月16日(土)14:00~ 会場:ひろしまハイビル21  
詳しくは当事務所HP「お知らせ」広島経済活性化推進倶楽部イベントをご覧ください。

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!